

広島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の一部改正について

令和 5 年 9 月 13 日
広島県健康福祉局薬務課

1 事業の目的

B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん及び重度肝硬変（非代償性肝硬変）の治療水準の向上を図るとともに、予後が悪いこれらの疾患に対し、患者の医療費の負担軽減を図る。

2 事業の概要

B型又はC型肝炎ウイルスに起因する肝がん及び重度肝硬変の治療に必要な医療費を助成するとともに、治療水準の向上を目的として国の研究に協力する。

(1) 医療費助成

対象者	次の条件を満たす者を対象とした。 ・HBV・HCVに起因する肝がん・重度肝硬変患者 ・年収約370万円未満の者 ・研究事業への参加に同意した者 ・申請月以前の12月以内に対象医療に関する医療費が高額療養費算定基準額を超えた月数が2月以上ある者
対象医療	【入院医療】 指定医療機関で受けた保険適用の医療のうち、肝がん・重度肝硬変入院医療（要領別表3）と、それを行うために必要な入院医療 【外来医療】 指定医療機関又は保険薬局で受けた保険適用の医療のうち、肝がん外来医療（要領別表4）と、それを行うために必要な外来医療
助成対象医療	対象医療のうち、当該月以前の12月以内に対象医療に関する医療費が高額療養費算定基準額を超えた月数が2月以上あるときのもの
患者の自己負担額	1万円/月（※入院医療については、医療機関毎に自己負担1万円）

(2) 研究促進

県が国に提供した臨床調査個人票と、NCD参加施設が国に提供した臨床データ（詳細版）を、国が研究班と情報共有し研究を行う。

3 令和5年度制度改正の内容 ※一部改正後の制度適用日 令和5年4月1日

	改正前	改正後
助成対象となる医療	肝がん・重度肝硬変に係る入院医療 肝がんに係る一部の外来医療 （分子標的薬を用いた化学療法及び肝動注化学療法に限る）	肝がん・重度肝硬変に係る入院医療 肝がんに係る一部の外来医療 （分子標的薬を用いた化学療法、肝動注化学療法及び粒子線治療に限る）

4 制度改正に係る県の対応

- ・県の各種規定、様式、医療機関向けマニュアル等の改正
- ・関係機関（医療機関、薬局等）へ周知（マニュアル、啓発チラシ配布、県ホームページなど）